

うえのまち在宅介護支援サービス 指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

1. 医療法人 平田クリニックが開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態、または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

2. 事業所の介護支援専門員等は、居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用ができるよう、当該居宅介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅介護者等およびその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、および当該居宅要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名称 うえのまち在宅介護支援サービス
- 二、所在地 長崎市上野町 平田クリニック3階

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者 1名
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二、介護支援専門員 1名

(内訳) 常勤1名 (管理者と兼務する)

介護支援専門員は、介護サービス計画を作成するとともに事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一、月曜日から土曜までとする。ただし、国民の祝日、お盆（13日～15日）・正月（12月30日～1月3日まで）
- 二、営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日は14時30分まで。

(居宅介護支援事業所の内容および利用料)

6. 事業所の内容および利用料は次のとおりとする。
 - 一、在宅で生活している要介護者などが、日常生活を営むために必要な保健医療サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。
 - 二、介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
 - 三、要介護等が介護保険施設への入所を要する場合には、要介護保健施設の紹介その他便宜の提供を行う。

- 四、利用者の相談を受ける場所は医療法人平田クリニック内3階の指定居宅介護支援事業所面談室とする。
- 五、使用する課題分析票は利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- 六、サービス担当者会議の開催場所は利用者の居宅、その他必要と認められる場所において開催とする。
- 七、介護支援専門員は要介護利用者のより正確なモニタリングを行うために月1回以上利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。
- 八、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。なお、法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は生じません。

(通常の事業の実施地域)

7. 通常の事業の実施地域は、長崎市（H18年1月で市町村合併した旧伊王島町・高島町・三和町・野母崎町・外海町及び琴海町地域を除く）、長与町の区域とする。

(事故発生時の対応)

8. 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

9. 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。
- 1.虐待を防止する為の従業者に対する研修実施
 - 2.利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3.その他虐待防止のために必要措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第11条 当事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。

(事業継続計画)

- 第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を整備する。また、研修会等を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この運営規程は、平成28年12月20日より施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。

この運営規定は、令和7年11月1より施行する。